

別表（第2条、第4条関係）

事業内容	対象品目を生産する農業者が今後の猛暑に備えるとともに、農業経営の継続・発展を図るために必要な高温対策機器等の導入を行う事業
対象品目	豆類、野菜、花き、果樹
補助対象機器等	1 ハウス 細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、循環扇・換気扇、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）、灌水資材（灌水チューブ等）、遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）、水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置） 2 露地 スプリンクラー、園地遮光対策施設、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）、灌水資材（灌水チューブ等）、遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）、水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置） 3 その他市長が特に認めるもの
補助対象事業者（事業実施主体）	京都市内に主な生産・経営基盤を持つ、次に掲げる者 1 農業経営体 認定農業者、認定新規就農者又は農地所有適格法人 2 3戸以上の販売農家で構成する団体（※）に所属する販売農家 ※ 団体：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体
補助要件	以下のすべてを満たしていること。 1 セーフティネット制度への加入 対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること。 ① 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済） ② 農産物価格安定対策事業 ③ 民間事業者が提供する保険 2 他の事業と重複申請とならないこと。 3 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。
補助率及び補助上限等	1 補助率 1／2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外） 2 補助上限額 （1）農業経営体 1 事業実施主体当たり1,000千円（税抜） （2）3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家 1 事業実施主体当たり600千円（税抜） 3 その他 （1）細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）及びスプリンクラーの導入に当たっては、事業費が250千円（税抜）未満は補助対象としない。 （2）灌水資材（灌水チューブ等）及び遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）に当たっては、事業費が100千円（税抜）未満は補助対象としない。 （3）水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置）に当たっては、補助上限額を200千円（税抜）とする。 （4）申請額が予算の上限に達した場合は、優先順位を考慮した上で、予算額に応じて按分した補助金を交付する。